

- 一 損害の防止軽減に努めること。
  - 二 損害の程度、原因となった事故の概要及び旅行者が損害を被った補償対象品についての保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること。
  - 三 旅行者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要な手続をとること。
- 2 当社は、旅行者が正当な理由なく前項第一号に違反したときは、防止軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなし、同項第二号に違反したときは、損害補償金を支払わず、また、同項第三号に違反したときは、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
- 3 当社は、次に掲げる費用を支払います。
- 一 第一項第一号に規定する損害の防止軽減のために要した費用のうちで当社が必要又は有益であったと認めたもの
  - 二 第一項第三号に規定する手続のために必要な費用  
(損害補償金の請求)

第二十一条 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害補償金請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

- 一 警察署又はこれに代わるべき第三者の事故証明書
- 二 補償対象品の損害の程度を証明する書類
- 三 その他当社の要求する書類

- 2 旅行者が前項の規定に違反したとき又は提出書類につき故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造若しくは変造したとき（第三者をしてなさしめたときも、同様とします。）は、当社は、損害補償金を支払いません。

（保険契約がある場合）

第二十二条 第十六条の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

（代位）

第二十三条 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

別表第一（第五条第一号関係）

山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの） リュージュ ボブスレー スカイダイビング ハンググライダー搭乗 超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗 ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
---

別表第二（第七条第一項、第三項及び第四項関係）

一 眼の障害		
(一) 両眼が失明したとき。	100%	
(二) 一眼が失明したとき。	60%	
(三) 一眼の矯正視力が○・六以下となったとき。	5%	
(四) 一眼の視野狭窄 <small>さく</small> （正常視野の角度の合計の六〇%以下となった場合をいう。）となったとき。	5%	
二 耳の障害		
(一) 両耳の聴力を全く失ったとき。	80%	
(二) 一耳の聴力を全く失ったとき。	30%	
(三) 一耳の聴力が五〇センチメートル以上では通常の話声を解せないとき。	5%	
三 鼻の障害		
鼻の機能に著しい障害を残すとき。	20%	
四 そしゃく、言語の障害		
(一) そしゃく又は言語の機能を全く廃したとき。	100%	
(二) そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すとき。	35%	
(三) そしゃく又は言語の機能に障害を残すとき。	15%	
(四) 歯に五本以上の欠損を生じたとき。	5%	
五 外貌 <small>ぼう</small> （顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状 <small>けい</small>		
(一) 外貌 <small>ぼう</small> に著しい醜状を残すとき。	15%	
(二) 外貌 <small>ぼう</small> に醜状（顔面においては直径二センチメートルの瘢痕 <small>はんこん</small> 、長さ三センチメートルの線状痕程度をいう。）を残すとき。	3%	
六 脊柱の障害		
(一) 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき。	40%	
(二) 脊柱に運動障害を残すとき。	30%	
(三) 脊柱に奇形を残すとき。	15%	
七 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害		
(一) 一腕又は一脚を失ったとき。	60%	
(二) 一腕又は一脚の三大関節中の二関節又は三関節の機能を全く廃したとき。	50%	
(三) 一腕又は一脚の三大関節中の二関節の機能を全く廃したとき。	35%	
(四) 一腕又は一脚の機能に障害を残すとき。	5%	
八 手指の障害		
(一) 一手の母指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき。	20%	
(二) 一手の母指の機能に著しい障害を残すとき。	15%	
(三) 母指以外の一指を第二指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき。	8%	
(四) 母指以外の一指の機能に著しい障害を残すとき。	5%	
九 足指の障害		
(一) 一足の第一足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき。	10%	
(二) 一足の第一足指の機能に著しい障害を残すとき。	8%	

(三) 第一足指以外の一足指を第二趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき。	5 %
(四) 第一足指以外の一足指の機能に著しい障害を残すとき。	3 %
十 その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき。	100 %
注 第七号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。	

別表第三（第八条第二項関係）

- 一 両眼の矯正視力が〇・〇六以下になっていること。
  - 二 そしゃく又は言語の機能を失っていること。
  - 三 両耳の聴力を失っていること。
  - 四 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
  - 五 一下肢の機能を失っていること。
  - 六 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
  - 七 神経系統又は精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
  - 八 その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- （注） 第四号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

## 手配旅行契約の部

### 第一章 総則

#### （適用範囲）

第一条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

#### （用語の定義）

第二条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配することを引き受けた契約をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内ののみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除きます。）をいいます。

4 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）